

名古屋市告示第560号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人日本 福祉フォーラム 名古屋市守山区川 西一丁目 221番地 の 2	相談支援センター 志庵 名古屋市守山区川 西一丁目 221番地 の 2	一般相談支援 特定相談支援	2337600312	令和 6年 5月31日
		障害児相談支 援	2377600313	
一般社団法人 f o r t i n a 名古屋市北区丸新 町 486番地	f o r t i n a n a 名古屋市守山区深 沢一丁目1922番地	一般相談支援 特定相談支援	2337600353	令和 6年 5月31日
		障害児相談支 援	2377600339	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課